特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名			
1	町田市	住民基本台帳事務	基礎項目評価書	

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織 的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基 本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性 を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

評価実施機関名

町田市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム)を都道府県と共同して構築している。市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑤本人の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑥地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧伯人番号の高知及び個人番号カードの変면 ⑩個人番号の高知及び個人番号カードの交付 ⑪個人番号カード等を用いた本人確認
	定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	 ・住民記録システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム ・証明書等のコンビニ交付システム ・申請管理システム ・サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

- ・住民基本台帳ファイル・本人確認情報ファイル・送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第15条の2(除票簿) ・第15条の3(除票の記載事項) ・第15条の3(除票の記載事項) ・第15条の4(除票の写し等の交付) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の6(市町村長の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)						

4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] 1) 2)	選択肢> 実施する 実施しない 未定
②法令上の根拠	<提供ができる根拠規定> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち、 四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる 8,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73 2,96,106,108,110,112,115,118,124,129, 2,144,149,150,151,152,155,156,158,166 <照会ができる根拠規定> 該当なし	5項(第1, 2, 3, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 2 3, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 91, 9 , 130, 132, 136, 137, 138, 141, 14
5. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	市民部市民課	
②所属長の役職名	市民部市民課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142	
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:市民部 市民課 電話:042-724-4225 FAX:050-3085-6262	
9. 規則第9条第2項の適	H .	[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[<選択肢> 1)1,000人未満(任意実施) 2)1,000人以上1万人未満 30万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上 		1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年	1月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人以上	1	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年	1月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 掟山りる特定個人情報	保護評価書の種類						
[基礎項目評価	書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び				
2)又は3)を選択した評価実施されている。	施機関については、それる	ぞれ重点項目評価書	又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通	じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		נ ז	し手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	「 十分である 十分である 町田市情報セキュリティ対策: 手が介在する局面ごとに、人		<選択肢>		
判断の根拠					
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[〇] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと表	きえられる対策	[0]	È項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正。 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	、事務に必要のない情報で不正に使用されるリスな使用等のリスクへの対策でわれるリスクへの対策でした。 テわれるリスクへの対策でして目的でいる。 システムを通じて不正さい・滅失・毀損リスクへ	が策 対策 対象 対の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策 の対策		
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠					

変更箇所

変更箇	У Т				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		③システムの名称 ・ICカード標準システム ・証明書等のコンビニ交付システム を追加	事前	
平成27年11月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数	平成26年7月25日時点の計数	平成27年9月1日時点の計数 ※それぞれの選択肢には変更なし	事前	
平成29年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	所属長 中島 清徳	所属長 水嶋 康信	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・ICカード標準システム	削除	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	②所属長 水嶋 康信	②所属長の役職名 市民部市民課長	事後	
平成31年2月28日	Ⅳ リスク対策		追加	事後	
令和2年9月30日	(別添2)個人情報ファイル記 録項目	「住民基本台帳」業務における 個人情報業務登録票(2017.7.10)	「住民基本台帳」業務における 個人情報業務登録票(2019.2.19)	事後	
令和2年9月30日	Ⅱ 1対象人数 いつ時点の 計数か	平成27年9月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	
令和2年9月30日	Ⅱ 2取扱者数 いつ時点の 計数か	平成27年9月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	
令和3年2月26日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	⟨提供ができる根拠規定> 電号法第19条第7号別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 10 1, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 11 2, 113, 114, 116, 117, 120項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務の番号で定める事務及び情報を定める命令(省略) ⟨照会ができる根拠規定⟩ 該当なし 核当ないできる根拠規定⟩ 該当なし 核当ないできる根拠規定⟩ 該当なし	<提供ができる根拠規定> 番号法第19条第7号別表第二のうち、第三欄 (情報提供者)が「市町村長」の項で第四欄(特 定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる 項第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,2 0,21,23,27,30,31,34,35,37,38, 39,40,42,48,53,54,57,58,59,6 1,62,66,67,70,74,77,80,84,85 の2,89,91,92,94,96,97,101,10 2,103,105,106,108,111,112,11 3,114,116,117,120項) <照会ができる根拠規定> 該当なし	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	(省略) ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の記載事項に変変更があった際の都前保別事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下機構上いう。)への本人確認情報の照一・の変付が個人番号の通知及び個人番号の高い等を用いた本人確認 ⑪個人番号の高い等を用いた本人確認 ⑪相氏基本台帳の一部の写しの閲覧 ⑰地市町村からの通知の受理と他市町村への通知 なお、⑨の「個人番号の通いの受理と他市町村への通知 なお、⑨の「個人番号の通いでは、行の番号の通知のでは、行の番号の通知の受理と他市町村への通知 おお、⑨の「個人番号の通知及び個人を持定の個人を続別するため知カード及び なお、⑨の「個人番号の通知及び個人を持定の個人を続別するため知カード及び ステムによる特定個人情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供ネッ第85号)	構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に規定する個人番号、個人 番号カード、特定個人情報の提供等に関する分 令(平成26年11月20日総務省令第85号)第 35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事 務の委任)により機構に対する事務の一部の委 任が認められている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(省略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載等)・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等するための措置)・第22条(転入届)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するため措置)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けてしる者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	(省略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民悪の記載率項)・第8条(住民票の記載等)・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第15条の2(除票の記載事項)・第15条の2(除票の記載事項)・第15条の3(除票の記載事項)・第15条の3(除票の記載事項)・第15条の3(除票の記載事項)・第15条の3(除票の記載事項)・第15条の3(除票の記載事項)・第15条の3(除票の記載事項)・第15条の3(除票の記載事項)・第15条の3(除票の記載事項)・第15条の3(除票の記載事項)・第16条の4(除票の写し等の交付)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けてしる者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	<提供ができる根拠規定> 番号法第19条第7号別表第二のうち、第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項で第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項第1,23,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120項)	<提供ができる根拠規定> 番号法第19条第8号別表第二のうち、第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項で第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120項)	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目	該当なし	該当なし	+"	
令和4年2月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	2022/2/1	事後	
令和4年2月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	2022/2/1	事後	
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・住民記録システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・中間サーバー ・宛名システム業連携システム ・証明書等のコンビニ交付システム	・住民記録システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム ・訪明書等のコンビニ交付システム ・申請管理システム ・サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年3月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年3月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和7年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権 利利益の保護の宣言 特記事項	実現することを目的とする。 町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅 威に対する抑止、防止、検知及び回復につい	町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅 威に対する抑止、防止、検知及び回復につい て、組織的かつ体系的に取り組むための統一 的な方針であり、情報セキュリティを実践するに 当たっての基本的な考え方及び方策を定めるこ とによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続 的な信頼を獲得することを目的とする。	事後	個人情報保護法施行に伴う、 個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更 に該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事	(省略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(省略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月2 5日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) (省略)	(省略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月2 5日法律第81号) (省略)	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<提供ができる根拠規定> 番号法第19条第8号別表第二のうち、第三欄 (情報提供者)が「市町村長」の項で第四欄(特 定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる 項(第1、2、3、4、6,8,9,11,16,18,2 0,23,27,30,31,34,35,37,38,39, 40,42,48,53,54,57,58,59,61,6 2、66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,10 3,105,106,107,108,111,112,11 3,114,116,117,120項) 〈照会ができる根拠規定〉 該当なし	<提供ができる根拠規定> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表のうち、第三欄(情報提供者)が「市町村 長」の項で第四欄(利用特定個人情報)に「住民 票関係情報」が含まれる項(第1, 2, 3, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 48, 53, 5 7, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 91, 92, 96, 106, 1 08, 110, 112, 115, 118, 124, 129, 13 0, 132, 136, 137, 138, 141, 142, 14 4, 149, 150, 151, 152, 155, 156, 15 8, 160, 163, 164, 165, 166項) 〈照会ができる根拠規定〉 該当なし	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総務部 市政情報課	総務部 法務課	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考え られる対策		追加	事後	